

資料編

(1) 佐賀市文化振興基本計画策定委員会委員名簿……………	64
(2) 第3次佐賀市文化振興基本計画策定の経過……………	64
(3) 佐賀市所在主要指定文化財一覧……………	65
(4) 佐賀市文化会館の施設概要……………	71
(5) 佐賀市立東与賀文化ホールの施設概要……………	72
(6) 佐賀市の社会教育施設等一覧……………	73
(7) 関係法律……………	75
(8) 文化財保護の体系……………	80

(1) 佐賀市文化振興基本計画策定委員会委員名簿

【任期：令和元年12月12日～令和3年3月31日】

(敬称略)

	分野	氏名	所属等	委員会職務
1	考古学・歴史学	タカシマ チュウヘイ 高島 忠平	公益財団法人佐賀県芸術文化協会 理事長	委員長
2	民俗学・歴史学	カネコ シンジ 金子 信二	佐賀市文化財保護審議会 委員	副委員長
3	無形民俗文化財	ニシハラ キヨスミ 西原 清純	白鬚神社の田楽保存会 会長	
4	文化振興	シラキ ノリヨシ 白木 紀好	佐賀市文化連盟 会長	
5	マスコミ	クワハラ ノボル 桑原 昇	佐賀新聞社 論説委員長	
6	文化振興	ミヤザキ ヨウジ 宮崎 陽治	公益財団法人佐賀市文化振興財団 次長	
7	障がい福祉	フクシマ リュウザブロウ 福島 龍三郎	社会福祉法人はる 理事長	
8	公募	ヨシムラ マサミ 吉村 麻沙美	アートスタジオ・チョークミント 代表	

(2) 第3次佐賀市文化振興基本計画策定の経過

期日	内 容
令和元年12月12日	第1回佐賀市文化振興基本計画策定委員会開催
令和元年12月 ～ 令和2年 3月	佐賀市の文化に関するアンケート調査実施
令和2年 5月15日	第2回佐賀市文化振興基本計画策定委員会開催
令和2年11月12日	第3回佐賀市文化振興基本計画策定委員会開催
令和2年11月30日	第4回佐賀市文化振興基本計画策定委員会開催
令和2年12月 8日	教育委員会研修会に報告
令和2年12月14日	市議会11月定例会 文教福祉委員研究会に報告
令和2年12月25日 ～ 令和3年 1月26日	パブリックコメント実施 ◇意見募集期間：令和2年12月25日(金)～令和3年1月26日(火) ◇意見募集告知：市報さが1月1日号、市ホームページ ◇資料閲覧場所：情報公開コーナー、文化振興課、各支所総務・地域振興グループ、市立公民館等、市立図書館、佐賀市文化会館、東与賀文化ホール、市ホームページの「パブリックコメント」
令和3年 1月27日	パブリックコメントに係る結果の公表
令和3年 2月19日	第5回佐賀市文化振興基本計画策定委員会開催
令和3年 2月24日	定例教育委員会において計画最終案の議決

(3) 佐賀市所在主要指定文化財一覧

(1) 国指定文化財 [33件]

令和2年4月30日現在

文化財の区分	番号	文化財名称	所在地	指定年月日
国宝	書跡	1 催馬楽譜	松原二丁目5番22号 鍋島報效会	昭和27年11月22日
重要文化財	建造物	1 与賀神社楼門一棟	与賀町2番50号	昭和25年8月29日
	建造物	2 佐賀城鯨の門及び続櫓一棟	城内二丁目	昭和32年6月18日
	建造物	3 与賀神社三の鳥居及び石橋二基	与賀町2番50号	昭和45年6月17日
	工芸品	4 太刀一口 銘康伝康光	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和25年8月29日
	考古資料	5 熊本山出土の舟形石棺とその一括遺物	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	平成元年6月12日
	古文書	6 深堀家文書三八六通	松原二丁目5番22号 鍋島報效会	昭和56年7月2日
	古文書	7 松浦山代家文書	松原二丁目5番22号 鍋島報效会	昭和56年7月2日
	書跡	8 紙本墨書東遊歌神楽歌	松原二丁目5番22号 鍋島報效会	昭和9年1月30日
	彫刻	9 木造普賢延命菩薩騎象像一軀	久保泉町大字上和泉	昭和32年2月19日
	工芸品	10 銅鐘一口	大和町大字川上3881 健福寺	昭和25年8月29日
	工芸品	11 金銅製宝塔一基	大和町大字川上949-2 實相院	平成9年6月30日
	考古資料	12 瓦経(築山経塚出土) 二二九枚	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	平成11年6月7日
	古文書	13 河上神社文書二四七通	佐賀県立図書館(寄託)	昭和55年6月6日
	彫刻	14 木造円鑑禅師座像一軀	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和25年8月29日
	建造物	15 旧筑後川橋梁(筑後川昇開橋)	諸富町大字為重地先	平成15年5月30日
	建造物	16 吉村家住宅	富士町大字上無津呂字羽金	昭和49年2月5日
	建造物	17 山口家住宅	川副町大字大詫間930番地	昭和49年2月5日
	工芸品	18 色絵 山水竹鳥文輪花大皿 鍋島1枚 (附指定)色絵 山水竹鳥文輪花大皿 景德鎮	松原二丁目5番22号 鍋島報效会	平成25年6月19日
	工芸品	19 色絵椿文大皿 鍋島 二枚	松原二丁目5番22号 鍋島報效会	平成30年10月31日
重要有形民俗文化財	1 有明海漁撈具 293点	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和40年6月9日	
重要無形民俗文化財	1 白鬚神社の田楽	久保泉町大字川久保	平成12年12月27日	
	2 見島のカセドリ行事	蓮池町大字見島 熊野神社	平成15年2月20日	
史跡	1 帯隈山神籠石	久保泉町大字川久保	昭和26年6月9日	
	2 大隈重信旧宅	水ヶ江二丁目11番11号	昭和40年6月4日	
	3 西隈古墳	金立町大字金立2936番地5	昭和50年6月26日	
	4 銚子塚	金立町大字金立2355番地	昭和53年3月11日	
	5 肥前国庁跡	大和町大字久池井2738-2	平成元年9月22日	
	6 三重津海軍所跡	川副町大字早津江 諸富町大字為重	平成25年3月27日	
	7 東名遺跡	金立町大字千布	平成28年10月3日	
天然記念物	1 カササギ生息地	佐賀平野一帯	大正12年3月7日	
	2 えひめあやめ自生南限地帯	久保泉町大字川久保	大正14年10月8日	
	3 下合瀬の大カツラ	富士町大字下合瀬字樋口	昭和37年5月16日	

(2) 国登録文化財 [5件]

令和2年4月30日現在

文化財の区分	番号	文化財名称	所在地	指定年月日
登録有形文化財	建造物	1 徴古館	松原二丁目5番22号 鍋島報效会	平成9年11月5日
	建造物	2 野中島屋圓	材木一丁目82番	平成12年2月15日
	建造物	3 与賀神社本殿・幣殿・拝殿	与賀町92番	平成25年6月21日
	建造物	4 旧百崎家住宅主屋	水ヶ江三丁目231	平成29年5月2日
	建造物	5 大隈重信記念館 一棟	水ヶ江二丁目360-2	平成29年6月28日

(3) 佐賀県指定文化財

令和2年4月30日現在

文化財の区分	番号	文化財名称	所在地	指定年月日
重要文化財	絵画	1 紙本着色福満寺古図一幅	北川副町大字江上345番地	昭和51年2月25日
	絵画	2 釈迦・迦葉・阿難図 狩野探幽筆	本庄町大字本庄1112番地1	平成9年5月9日
	絵画	3 山水図襖谷文晁筆十二面	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	平成10年5月11日
	絵画	4 矢調べ岡田三郎助筆一面	城内一丁目15番23号 佐賀県立美術館	平成10年5月11日
	絵画	5 紙本着色龍造寺隆信像一幅	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	平成7年5月26日
	絵画	6 マンドリンを持つ少女 百武兼行筆 一面	松原二丁目5番22号 鍋島報効会	平成9年5月9日
	建造物	7 本庄神社石造肥前鳥居一基	本庄町大字本庄1156番地	昭和39年5月23日
	建造物	8 高伝寺釈迦堂	本庄町大字本庄1112番地1	平成12年4月28日
	工芸品	9 短刀一口（肥前国住藤原忠広寛永八年八月日の銘あり）	松原二丁目10番	昭和42年4月22日
	工芸品	10 薙刀一口（銘 表 貞治元年十二月日、裏 備前長船政光）	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和51年2月25日
	工芸品	11 太刀 国行朱銘 1口	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和59年3月21日
	工芸品	12 太刀 来国光朱銘 1口	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和59年3月21日
	工芸品	13 刀 銘 肥前国住藤原忠広 寛永七年八月吉日 1口	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和48年4月23日
	工芸品	14 刀 長巻なおし 銘 正平十口肥州末貞	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和54年3月31日
	工芸品	15 色絵（流水文碗（台付）、瑠璃地桜花散らし文碗（台付））二組	松原二丁目5番22号 鍋島報効会	平成13年2月28日
	歴史資料	16 蒸気車雛形 附貨車他 1台	松原二丁目5番22号 鍋島報効会	平成17年3月30日
	歴史資料	17 蒸気船雛形（外輪船） 1隻	松原二丁目5番22号 鍋島報効会	平成17年3月30日
	歴史資料	18 蒸気船雛形（スクリー船） 1隻	松原二丁目5番22号 鍋島報効会	平成17年3月30日
	工芸品	19 青漆塗萌黄糸威二枚胴具足	松原二丁目5番23号 鍋島報効会	平成22年3月12日
	考古資料	20 関行丸古墳出土遺物	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和48年4月23日
	考古資料	21 花納丸古墳出土遺物 附花納丸古墳出土遺物の記録	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和56年3月16日
	考古資料	22 丸山遺跡一・二・六・七号墳石室四基及び出土遺物一括	（石室）金立町大字金立（遺物）城内一丁目15番23号	昭和59年3月21日
	考古資料	23 丸山遺跡三号墳舟形石棺	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	平成3年3月30日
	考古資料	24 西原古墳出土石製表飾遺物一個	本庄町本庄1121番地 佐賀市文化財資料館	平成4年5月27日
	考古資料	25 鍋島本村南遺跡出土遺物一括 細形銅剣・細形銅戈鋳型・石製把頭飾 各一個	本庄町本庄1121番地 佐賀市文化財資料館	平成4年5月27日
	考古資料	26 増田遺跡甕棺墓出土多鈕細文鏡一面	本庄町本庄1121番地 佐賀市文化財資料館	平成13年2月28日
	古文書	27 泰長院文書一二卷一〇五通	与賀町精	昭和59年3月21日
	古文書	28 正法寺文書	城内二丁目1番41号 佐賀県立図書館	昭和61年3月19日
	古文書	29 深江家文書	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和62年3月16日
	彫刻	30 大日如来坐像一軀	久保泉町大字川久保4365番地	平成20年3月14日
	書跡	31 正法寺所蔵大般若経一括	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和49年2月25日
	書跡	32 紺紙金字法華経七卷	本庄町大字本庄1112番地1	平成8年5月29日
	書跡	33 紺紙金字法華経七帖	松原二丁目5番22号 鍋島報効会	平成8年5月29日
	書跡	34 紺紙銀字法華経八帖	松原二丁目5番22号 鍋島報効会	平成10年5月11日
	絵画	35 絹本着色普賢延命菩薩騎象像一幅	大和町大字川上949-2 實相院	昭和50年2月24日
	建造物	36 實相院仁王門一棟	大和町大字川上949-2 實相院	昭和55年3月21日
	建造物	37 與止日女神社西門一棟	大和町大字川上1番地1 與止日女神社	昭和61年3月19日
	工芸品	38 水上懸仏一面	佐賀県立博物館（寄託）	昭和28年11月3日
	工芸品	39 戒体箱（一合）及び説相箱（二口）・如意（一柄）	大和町大字川上949-2 實相院	昭和49年2月25日 （追加：平成9年5月9日）
	工芸品	40 小袖地ドレス 1着	松原二丁目5番22号 鍋島報効会	平成31年4月26日

文化財の区分		番号	文化財名称	所在地	指定年月日
重要文化財	歴史資料	41	鍋島直正肖像写真 6枚	松原二丁目5番22号 鍋島報效会	令和2年4月30日
	考古資料	42	銅戈一口	佐賀県立博物館(寄託)	昭和52年3月11日
	考古資料	43	西山田二本松遺跡2号住居跡出土銅釘一点	佐賀市城内一丁目 佐賀県	昭和62年3月16日
	考古資料	44	惣座遺跡出土遺物一括 (銀製指輪、銅剣銅矛の鋳型、ガラス製小玉)(附)	大和町大字尼寺1870 大和町	平成2年3月30日
	考古資料	45	本村籠遺跡出土遺物一括(多鈕細文鏡、 鏡、管玉、斧)(附)甕棺二基	大和町大字尼寺1870 大和町	平成5年3月31日
	考古資料	46	一本木遺跡出土湖州鏡 (附)鐻子、土師器杯・土師器皿	大和町大字尼寺1870 大和町	平成10年5月11日
	古文書	47	高城寺文書百通	佐賀県立博物館(寄託)	昭和61年3月19日
	彫刻	48	無著妙融像一軀	大和町大字久池井3257 玉林寺	平成13年2月28日
	考古資料	49	十三塚遺跡出土鏡	佐賀県立博物館(寄託)	平成18年3月31日
	建造物	50	銅造明神鳥居 (寛永十七年二月十五日建)	諸富町大字大堂695番地 大堂神社	昭和46年6月23日
	考古資料	51	石塚一号墳出土遺物	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	平成8年5月29日
	彫刻	52	薬師如来立像	富士町大字中原 中原薬師堂	平成15年3月10日
	彫刻	53	木造阿弥陀如来坐像	県立博物館(寄託)	昭和53年3月20日
	建造物	54	香椎神社四脚門	久保田町大字徳万1550	大正12年3月7日
	考古資料	55	牟田寄遺跡出土銅印	大和町大字久池井2754 (肥前国跡資料館)	平成24年4月27日
	考古資料	56	牟田寄遺跡出土卜骨	本庄町本庄1121番地 佐賀市文化財資料館	平成24年4月27日
	考古資料	57	地蔵平遺跡出土石器47点	佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県教育委員会	平成25年4月30日
	考古資料	58	佐賀市上高木出土銅鉢	松原二丁目5番22号 鍋島報效会	昭和55年3月21日
重要無形文化財	1	名尾紙	大和町大字名尾	令和2年4月30日	
重要有形民俗文化財	1	大堂神社奉納北前型弁財船模型	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	平成10年5月11日	
	2	佐賀県内農耕生活用具 512点	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和52年3月11日	
重要無形民俗文化財	1	三重の獅子舞	諸富町大字為重三重 新北神社	昭和39年5月23日	
	2	市川の天衝舞浮立	富士町大字市川	昭和40年7月23日	
史跡	1	関行丸古墳	久保泉町大字川久保4097番地	昭和47年3月29日	
	2	佐賀城跡	城内	平成13年2月28日	
	3	船塚	大和町大字久留間字東	昭和28年11月3日	
	4	大願寺廃寺跡	大和町大字川上字大願寺	昭和33年1月23日	
	5	小隈山古墳	大和町大字川上2691-1他	平成9年5月9日	
天然記念物	1	佐嘉城趾の楠(群)	城内	昭和28年11月3日	
	2	与賀神社の楠一株	与賀町2番50号	昭和40年7月23日	
	3	新北神社のビャクシン一株	諸富町大字為重1080番地 新北神社	令和2年4月30日	

(4) 佐賀市指定文化財

[120件]

令和2年4月30日現在

文化財の区分	番号	文化財名称	所在地	指定年月日
重要文化財	絵画	1 絹本淡彩金立神社縁起図一幅	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和47年2月11日
	絵画	2 絹本着彩与賀神社縁起図一幅	与賀町2番50号	昭和53年3月1日
	絵画	3 (高伝寺所蔵) 大涅槃像一幅	本庄町大字本庄1112番地1	昭和59年3月26日
	建造物	4 神野のお茶屋	神園四丁目1番地	昭和42年2月11日
	建造物	5 武家屋敷の門一棟	中ノ小路3番14号	昭和46年2月11日
	建造物	6 佐賀(龍造寺)八幡宮石造肥前鳥居一基	白山一丁目3番2号	昭和47年2月11日
	建造物	7 御位牌所一字 附一、木造阿弥陀如来坐像一軀 二、御位牌二〇二番分	本庄町大字本庄1112番地1	昭和49年2月11日
	建造物	8 鐘楼一棟	伊勢町6番22号	昭和50年2月11日
	建造物	9 勝宿神社本殿一棟	久保泉町大字川久保4199番地	昭和52年2月11日
	建造物	10 武家屋敷の門一棟	水ヶ江二丁目8番13号	昭和54年3月1日
	建造物	11 伊勢神社の石造肥前鳥居及び肥前狛犬像一对	伊勢町9番8号	昭和57年3月1日
	建造物	12 武家屋敷の門一棟	八幡小路4番10号	昭和58年3月1日
	建造物	13 旧古賀銀行及び旧古賀家二棟	柳町2番9号、同3番15号	平成7年3月22日
	建造物	14 旧牛島家一棟	柳町4番9号	平成7年10月23日
	建造物	15 旧福田家住宅一棟	松原四丁目3番15号	平成10年5月26日
	建造物	16 旧三省銀行(付属棟含む)一棟	柳町3番12号	平成11年5月25日
	建造物	17 旧佐賀城本丸御座間・堪忍所	城内二丁目18番1号	平成13年2月20日
	建造物	18 旧嬉野家の武家屋敷の門(薬医門一棟)	松原町二丁目29	平成27年6月15日
	工芸品	19 石造六地藏一基	嘉瀬町大字荻野2514番1	昭和49年2月11日
	工芸品	20 本庄神社石燈籠一对	本庄町大字本庄1156番地	昭和50年2月11日
	工芸品	21 石造六地藏二基	鍋島町大字森田2030番地	昭和50年2月11日
	工芸品	22 石造六地藏六観音像一基	高木瀬町大字長瀬字坪の上	昭和52年2月11日
	考古資料	23 上和泉遺跡出土瓦塔	大和町大字久池井2754 (肥前国庁跡資料館)	平成16年3月23日
	古文書	24 長尾山年譜	北川副町大字江上345番地	昭和43年2月11日
	古文書	25 末代念仏授手印	伊勢町14番5号	昭和45年2月11日
	古文書	26 有田家文書九〇通	城内二丁目1番41号 佐賀県立図書館	昭和49年2月11日
	古文書	27 上林家文書一〇五六通	呉服元町5番18号	昭和59年3月26日
	書跡	28 大興寺所蔵大般若経一括	神野東三丁目10番3号	昭和57年3月1日
	書跡	29 島義勇の旅日記一巻	本庄町大字本庄8番地	昭和47年2月11日
	書跡	30 副島種臣の書二幅	呉服元町6番5号	平成5年3月31日
	彫刻	31 石造十六羅漢像並びに石造釈迦三尊像付石造駒形標柱一九軀 付一一基	木原一丁目12番10号	昭和48年2月11日
	彫刻	32 木造鍋島忠直坐像一軀	本庄町大字本庄1112番地1	昭和48年2月11日
	彫刻	33 石造十一面観世音菩薩立像一軀	久保泉町大字川久保	昭和49年2月11日
	彫刻	34 銅造地藏菩薩立像一軀	多布施二丁目2番30号	昭和49年2月11日
	美術工芸	35 木彫毘沙門天立像	西田代一丁目4番6号 本行寺	昭和43年2月11日
	美術工芸	36 鬼丸聖堂の聖像三体と天縦殿の額	松原二丁目5番22号	昭和45年2月11日
	美術工芸	37 不動明王立像一軀	大財二丁目4番5号	昭和46年2月11日
	歴史資料	38 多久安輝の墓誌	八戸一丁目6番35号	昭和62年3月25日
	歴史資料	39 木造了意和尚像	本庄町大字本庄799番地	平成5年3月31日
	歴史資料	40 木原隆忠の墓誌	伊勢町14番5号	平成5年3月31日

文化財の区分		番号	文化財名称	所在地	指定年月日
重要文化財	歴史資料	41	赤松小学校の校務日誌（一括）	中の館町1番39号 赤松小学校	平成7年10月23日
	歴史資料	42	石長寺中興記碑	与賀町 257 番地 1	平成31年1月7日
	歴史資料	43	江里天満宮石造多宝塔	鍋島町大字森田2273番地 江里天満宮	平成31年1月7日
	絵画	44	實相院絵画二幅	大和町大字川上949-2 實相院	平成9年5月23日
	建造物	45	興止日女神社三ノ鳥居一基	大和町大字川上 1	昭和58年10月17日
	建造物	46	久留間六地藏一基	大和町大字久留間1224	昭和62年7月25日
	工芸品	47	(四天社) 石造四天王像立像四軀、石造宝篋印塔一基・石塔残欠一個	大和町大字池上1501	平成9年5月23日
	考古資料	48	佐熊遺跡出土一括（鐔形土製品一個）	大和町大字尼寺1870	昭和62年7月25日
	考古資料	49	本村籠遺跡310号土壇墓出土遺物一括（青磁碗二個、土師器小皿四個、刀子一口）	大和町大字尼寺1870	平成2年5月30日
	考古資料	50	大願寺二本松遺跡出土一括（八花鏡一面、青銅製鉈尾）	大和町大字川上	平成3年5月29日
	考古資料	51	尼寺一本松遺跡甕棺墓出土遺物（一括）	本庄町本庄1121番地 佐賀市文化財資料館	平成29年3月13日
	彫刻	52	木造金剛力士像（仁王像）二軀	大和町大字川上949-2 實相院	平成6年2月27日
	彫刻	53	春日山高城寺仏像五軀	大和町大字久池井3625-1 高城禪寺	平成8年3月5日
	彫刻	54	實相院彫刻十二軀	大和町大字川上949-2 實相院	平成9年5月23日
	彫刻	55	神變社仏像一軀	大和町大字久留間3420-1 神變社	平成9年5月23日
	彫刻	56	木造湛然梁重座像一軀	大和町大字松瀬2142番地 通天寺	平成13年9月11日
	絵画	57	涅槃図一幅	諸富町大字徳富1936番地 東光寺	昭和57年4月1日
	建造物	58	肥前鳥居	諸富町大字為重1073番地 新北神社	昭和54年6月30日
	建造物	59	肥前鳥居一基	諸富町大字徳富1201番地 若宮神社	昭和54年6月30日
	工芸品	60	太田神社肥前狛犬一對	諸富町大字大堂1663番地 太田神社	昭和57年4月1日
	工芸品	61	大黒天坐像	諸富町大字大堂1363番地 宝光院	昭和57年4月1日
	工芸品	62	道祖神「なんじゃもんじゃさん」（一對）	諸富町大字為重1586番地口 安龍寺	昭和57年4月1日
	工芸品	63	銅造弁財天坐像	諸富町大字為重1586番地口 安龍寺	昭和57年4月1日
	工芸品	64	一石五輪塔	諸富町大字為重873番地 多開院	昭和57年4月1日
	工芸品	65	六地藏2基（一對）	諸富町大字為重873番地 多開院	昭和57年4月1日
	工芸品	66	天女絵柄半鐘一口	諸富町大字徳富1936番地 東光寺	昭和57年4月1日
	彫刻	67	一木七仏薬師如来立像一軀	諸富町大字徳富1936番地 東光寺	昭和57年4月1日
	彫刻	68	木造阿弥陀如来立像	諸富町大字寺井津436番地 光専寺	昭和57年4月1日
	彫刻	69	木造不動明王坐像	諸富町大字大堂1363番地 宝光院	昭和57年4月1日
	彫刻	70	木造阿弥陀如来坐像	諸富町大字大堂1141番地 土師公民館	昭和57年4月1日
建造物	71	神代勝利公の墓一基（石造宝篋印塔）	富士町大字関屋 宗源院墓地	平成10年5月27日	
彫刻	72	大串社（楡田神社）の肥前狛犬一對	富士町大字大串三本松 大串社	平成10年11月26日	
石造物	73	香椎神社肥前鳥居一基	久保田町大字徳万1550番地	平成14年1月21日	
重要無形文化財	1	ガラス工芸技術（宙吹き等）	道祖元町106番地	平成5年3月31日	
重要無形民俗文化財	1	小松の浮立	蓮池町大字小松	昭和42年2月11日	
	2	浮立玄蕃一流	神野西二丁目2番	昭和43年2月11日	
	3	高木八幡ねじり浮立	高木瀬東二丁目12番8号 高木八幡宮	平成20年11月12日	
	4	太田の浮立	諸富町大字大堂1663番地の1	昭和63年3月1日	
	5	海童神社奉納浮立	川副町大字犬井道	昭和56年12月15日	
	6	松枝神社奉納浮立	川副町大字大詫間	昭和56年12月15日	

文化財の区分	番号	文化財名称	所在地	指定年月日
重要無形民俗文化財	7	東与賀銭太鼓	東与賀町大字田中	平成19年9月26日
	8	快万浮立	久保田町快万	平成19年9月27日
重要有形民俗文化財	1	堀江神社神像群	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和42年2月11日
	2	石造えびす坐像一躯	北川副町大字光法字角町	昭和44年2月11日
	3	木彫彩色婦人坐像（観世音胎内仏一躯）	久保泉町大字川久保	昭和44年2月11日
	4	旧城下町の道標（1基）	長瀬町5番54号地先	昭和46年2月11日
	5	木造河童像一躯	蓮池町大字蓮池386番地1	昭和52年2月11日
	6	虫供養塔一基	嘉瀬町大字扇町	昭和55年3月1日
	7	石造恵比須半跏像一躯	西与賀町大字相応相応下	平成7年10月23日
	8	有蓋類形板碑（鳥獣供養塔）	三瀬村杉神社	昭和49年8月22日
	9	六尊六地藏塔	三瀬村詰瀬	昭和49年8月22日
	10	鳥類供養塔	川副町大字福富（米納津）	昭和63年5月14日
史 跡	1	築地反射炉跡	長瀬町9番 日新小学校校庭	昭和42年2月11日
	2	葉隠発祥の地	金立町大字金立字黒土原	昭和42年2月11日
	3	鍋島直茂誕生地	本庄町大字本庄836番地2	昭和42年2月11日
	4	高伝寺墓所	本庄町大字本庄1112番地1	昭和42年2月11日
	5	龍造寺隆信誕生地	中の館町7番	昭和43年2月11日
	6	万部塔と六地藏	水ヶ江一丁目7番9号（万部島）	昭和43年2月11日
	7	金立神社上宮	金立町大字金立	昭和48年2月11日
	8	初代肥前国忠吉の墓地	伊勢町6番22号 真覚寺	昭和48年2月11日
	9	鍋島家発祥の地 御館の森	鍋島町大字鍋島	昭和56年3月1日
	10	高麗人の墓碑・逆修碑	金立町大字金立3101番地	昭和60年12月12日
	11	乱斗山古墳群	金立町大字金立字六本黒木1544番地 353内	平成5年3月31日
	12	導善寺前方後円墳	大和町大字池上1339-1他	昭和58年10月17日
	13	華藏庵跡	大和町大字松瀬2988番地3	昭和62年7月25日
	14	肥前国分寺跡	大和町大字尼寺958 宗龍寺	平成2年5月30日
	15	大野代官所	富士町大字大野字一本松	平成14年6月24日
	16	燈堂	川副町大字犬井道4357番地6	昭和60年2月25日
	17	此荷大明神	川副町大字小々森254番地	昭和60年2月25日
天然記念物	1	国相寺の楠一株	愛敬町4番54号	昭和44年2月11日
	2	牛島神社の楠一株	東佐賀町15番30号	昭和53年3月1日
	3	大小野の石楠花一株	金立町大字金立字大小野	昭和54年3月1日
	4	高伝寺の梅一株	本庄町大字本庄1112番地1	昭和55年3月1日
	5	日枝神社の楠一株	木原一丁目8番35号	昭和58年3月1日
	6	浄円寺のイチヨウ一株	金立町大字千布2336番地	平成7年3月22日
	7	楠木No.1	諸富町大字為重1073番地 新北神社	昭和54年6月30日
	8	楠木No.2	諸富町大字為重1073番地 新北神社	昭和54年6月30日
	9	えの木No.1	個人宅	昭和54年6月30日
	10	大堂神社楠No.1	諸富町大字大堂 大堂神社	昭和54年6月30日
	11	大堂神社楠No.2	諸富町大字大堂 大堂神社	昭和54年6月30日

(4) 佐賀市文化会館の施設概要

建 物 概 要	所在地	佐賀市日の出一丁目21番10号
	敷地面積	34,008.57㎡
	建築面積	9,702㎡
	構 造	鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地上4階、地下1階
	工 期	昭和62年8月～平成元年7月
	総事業費	76億4,000万円
	開 館	平成元年10月1日
大 ホ ー ル	主な用途	音楽を主とした多目的ホール
	収容人員	1,811席（固定席1,806席、車椅子席5席）
	舞 台	間口20m、高さ10m、奥行18m
	設 備	オーケストラピット、小迫り、音響反射板、残響可変装置、楽屋5室、幼児室
中 ホ ー ル	主な用途	演劇を主とした多目的ホール
	収容人員	814席（固定席808席、車椅子席6席）
	舞 台	間口16m、高さ8m、奥行18m
	設 備	大迫り、小迫り、音響反射板、楽屋4室、幼児室
イベントホール	主な用途	調光、音調設備を有する多目的な平土間ホール
	収容人員	立席500人、椅子のみ400人、机・椅子300人
	面積	492㎡
リハーサル室	204㎡	
練 習 室	第1練習室	135㎡
	第2練習室	97㎡
	第3練習室	63㎡
大 会 議 室	205㎡	収容人員：130人
小 会 議 室	56㎡	収容人員：20人
特 別 会 議 室	56㎡	収容人員：20人
和 室	30畳	
駐 車 場	普通車 500台（身体障がい者用7台含む）	
喫茶・レストラン	90席	

(5) 佐賀市立東与賀文化ホールの施設概要

建 物 概 要	所 在 地	佐賀市東与賀町大字下古賀1228番地3
	敷地面積	4,092.64㎡
	建築面積	2,869.74㎡
	構 造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地上2階
	工 期	平成7年5月～平成8年3月
	総事業費	13億7,800万円
	開 館	平成8年5月
ホ ー ル	収容人員	500席（車椅子席2 母子席4）
	舞台	間口12m、高さ6m、奥行11.5m
	設備	音響反射板
	楽屋	2室（和室）
そ の 他	ホワイエ、ミーティング室	
駐 車 場	平日101台、土日祝日157台 身障者用11台、図書館専用9台 ※東与賀支所と共用	

(6) 佐賀市の社会教育施設等一覧

【1】公民館

令和2年10月1日現在

施設名	延床面積	事務室	会議室						計	図書室	調理 実習室	管理人室	その他	
			大会議室		中会議室		小会議室							
			形態	面積	形態	面積	形態	面積						
勸興公民館	481.38 m ²	33.96 m ²	和室 (70畳)	152.40 m ²				和室 (12畳)	28.71 m ²	181.11 m ²	25.88 m ²	43.89 m ²	43.30 m ²	153.24 m ²
循誘 公民館	本館	474.05 m ²	洋室	152.40 m ²				和室 (12畳)	28.71 m ²	181.11 m ²	25.88 m ²	43.89 m ²	43.30 m ²	145.91 m ²
	別館	120.15 m ²				和室 (21畳)	36.86 m ²	洋室	36.86 m ²	73.72 m ²				46.43 m ²
	計	594.20 m ²	33.96 m ²							254.83 m ²	25.88 m ²	43.89 m ²	43.30 m ²	192.34 m ²
日新公民館	685.94 m ²	40.00 m ²	洋室	242.40 m ²	和室 (30畳)	65.52 m ²	洋室	18.20 m ²	326.12 m ²	29.68 m ²	53.62 m ²	42.93 m ²	193.59 m ²	
赤松公民館	787.39 m ²	49.00 m ²	洋室	140.00 m ²			和室 (20畳)	53.40 m ²	193.40 m ²	35.00 m ²	49.00 m ²	49.00 m ²	411.99 m ²	
神野公民館	751.26 m ²	50.20 m ²	洋室	134.43 m ²	洋室	45.36 m ²	和室 (18畳)	40.16 m ²	219.95 m ²	31.25 m ²	57.02 m ²	54.32 m ²	338.52 m ²	
西与賀公民館	639.84 m ²	46.62 m ²	洋室	124.86 m ²	和室 (17.5畳)	33.66 m ²	洋室	40.01 m ²	198.53 m ²	70.13 m ²	51.66 m ²	52.65 m ²	220.25 m ²	
嘉瀬公民館	877.73 m ²	41.80 m ²	洋室	130.80 m ²	和室 (21畳)	36.30 m ²	洋室	38.90 m ²	206.00 m ²	53.00 m ²	57.90 m ²	52.10 m ²	466.93 m ²	
巨勢公民館	680.67 m ²	43.06 m ²	洋室	132.50 m ²	和室 (20畳)	38.92 m ²	洋室	34.78 m ²	206.20 m ²	69.56 m ²	57.17 m ²	52.17 m ²	252.51 m ²	
兵庫 公民館	本館	509.59 m ²	洋室	135.00 m ²			和室 (16畳)	41.00 m ²	176.00 m ²	30.00 m ²	48.00 m ²	49.50 m ²	172.09 m ²	
	別館	146.68 m ²	洋室	126.50 m ²					126.50 m ²				20.18 m ²	
	計	656.27 m ²	34.00 m ²						302.50 m ²	30.00 m ²	48.00 m ²	49.50 m ²	192.27 m ²	
高木瀬公民館	706.44 m ²	54.00 m ²	洋室	180.00 m ²	和室 (32畳)	63.72 m ²	洋室	29.70 m ²	273.42 m ²	71.82 m ²	56.00 m ²	46.71 m ²	204.49 m ²	
北川副公民館	589.21 m ²	38.56 m ²	洋室	180.40 m ²	和室 (30畳)	63.81 m ²	洋室	23.04 m ²	267.25 m ²	28.80 m ²	51.84 m ²	39.60 m ²	163.16 m ²	
本庄公民館	772.40 m ²	48.00 m ²	洋室	140.28 m ²	和室 (20畳)	44.20 m ²	洋室	34.99 m ²	219.47 m ²	70.00 m ²	47.99 m ²	48.00 m ²	338.94 m ²	
鍋島公民館	704.50 m ²	52.40 m ²	洋室	171.00 m ²	和室 (20畳)	48.00 m ²	洋室	28.00 m ²	247.00 m ²	70.00 m ²	49.00 m ²	62.20 m ²	223.90 m ²	
金立公民館	622.54 m ²	42.31 m ²	洋室	140.00 m ²	和室 (24畳)	38.16 m ²	洋室	27.90 m ²	206.06 m ²	70.00 m ²	52.00 m ²	46.62 m ²	205.55 m ²	
久保泉公民館	634.44 m ²	36.44 m ²	洋室	132.49 m ²	洋室	40.58 m ²	和室 (12畳)	19.87 m ²	192.94 m ²	35.32 m ²	57.97 m ²	49.67 m ²	303.22 m ²	
蓮池公民館	608.72 m ²	36.72 m ²	洋室	145.80 m ²			和室 (15畳)	34.02 m ²	179.82 m ²	29.16 m ²	51.03 m ²	40.05 m ²	271.94 m ²	
新栄公民館	779.14 m ²	39.75 m ²	洋室	144.28 m ²	洋室	40.58 m ²	和室 (12畳)	26.50 m ²	211.36 m ²	28.98 m ²	52.17 m ²	49.27 m ²	397.61 m ²	
若楠公民館	578.41 m ²	38.09 m ²	洋室	140.77 m ²	洋室	42.03 m ²	和室 (12畳)	19.87 m ²	202.67 m ²	32.18 m ²	51.82 m ²	56.28 m ²	396.99 m ²	
開成公民館	607.39 m ²	44.36 m ²	洋室	131.60 m ²	和室 (20畳)	48.36 m ²	洋室	29.25 m ²	209.21 m ²	70.40 m ²	48.00 m ²	54.00 m ²	181.42 m ²	
諸富町公民館	2,203.97 m ²	37.47 m ²	洋室	515.06 m ²	洋室	93.99 m ²	洋室	28.93 m ²	1,062.90 m ²	359.37 m ²	93.20 m ²	34.70 m ²	1,103.57 m ²	
				132.10 m ²	洋室	56.28 m ²	洋室	35.82 m ²						
					和室 (21畳)	49.65 m ²	洋室	35.69 m ²						
					和室 (21畳)	49.65 m ²	洋室	32.16 m ²						
春日公民館	3,227.23 m ²	68.00 m ²	洋室	208.00 m ²	和室 (39畳)	73.00 m ²	洋室	34.00 m ²	531.00 m ²	1,947.00 m ²	64.58 m ²		616.65 m ²	
					洋室	66.00 m ²	洋室	20.00 m ²						
					洋室	63.00 m ²	洋室	20.00 m ²						
							洋室	47.00 m ²						
春日北公民館	731.88 m ²	43.88 m ²	洋室	122.43 m ²	洋室	46.37 m ²	和室 (20畳)	38.92 m ²	207.72 m ²	54.65 m ²	53.83 m ²		371.80 m ²	
川上公民館	359.19 m ²	19.76 m ²	洋室	132.50 m ²			洋室	30.74 m ²	163.24 m ²		49.27 m ²		126.92 m ²	
松梅公民館	724.14 m ²	34.00 m ²	洋室	142.00 m ²	洋室	42.00 m ²	和室 (9.5畳)	26.00 m ²	210.00 m ²	47.60 m ²	54.00 m ²		378.54 m ²	
富士公民館	2,216.35 m ²	60.48 m ²	洋室	378.00 m ²	洋室	57.84 m ²	和室 (10畳)	31.14 m ²	588.72 m ²	406.08 m ²	72.00 m ²		1,089.07 m ²	
					洋室	55.20 m ²								
					和室 (27畳)	66.54 m ²								
三瀬公民館	541.58 m ²	46.37 m ²	洋室	132.50 m ²	洋室	28.98 m ²	洋室	23.19 m ²	184.67 m ²	69.56 m ²	52.17 m ²		188.81 m ²	
南川副公民館	825.34 m ²	41.60 m ²	大集会室	242.23 m ²	会議室	72.88 m ²	和室	24.85 m ²	339.96 m ²	69.57 m ²	52.18 m ²		322.03 m ²	
西川副公民館	571.60 m ²	30.00 m ²	集会室	227.50 m ²	和室	82.92 m ²	研修室1	16.09 m ²	386.81 m ²				154.79 m ²	
					講習室	45.90 m ²	研修室2	14.40 m ²						
中川副公民館	654.89 m ²	35.19 m ²	大研修室	132.49 m ²	会議室	41.41 m ²	和室	28.98 m ²	202.88 m ²	80.74 m ²	54.65 m ²		281.43 m ²	
大詫間公民館	367.00 m ²	36.00 m ²	洋室	153.20 m ²	和室 (21畳)	49.20 m ²	洋室	40.00 m ²	242.40 m ²	34.80 m ²	43.40 m ²		267.66 m ²	
東与賀公民館	400.97 m ²		和室 (55畳) 柔道場	108.50 m ²	洋室	144.00 m ²			252.50 m ²				75.97 m ²	
					和室 (28畳)	72.50 m ²								
久保田公民館	1,241.78 m ²	29.37 m ²	洋室	108.39 m ²	洋室	56.16 m ²	和室	37.28 m ²	201.83 m ²	132.00 m ²	62.06 m ²		816.52 m ²	

【2】生涯学習施設等

施設名	延床面積	会議室・研修室		実習室		和室・談話室		図書館 (室)	サークル 室	視聴覚室 天体ドーム	多目的 ホール	その他
		形態	面積	形態	面積	形態	面積					
星空学習館	828.82 m ²	星空学習室	61.76 m ²	創作室	48.80 m ²	親子談話室	37.09 m ²	19.00 m ²		16.61 m ²	235.92 m ²	360.84 m ²
		星空資料室	48.80 m ²									
東与賀農村環境 改善センター	1,436.01 m ²	洋室	216.00 m ²	調理室	109.60 m ²			24.00 m ²				714.41 m ²
		和室(44畳)	108.00 m ²									
		洋室	144.00 m ²									
		洋室	54.00 m ²									
		和室(12.5畳)	30.00 m ²									
久保田農村環境 改善センター	1,439.50 m ²	洋室	35.40 m ²	調理室	75.40 m ²	和室(10畳)	17.20 m ²			111.20 m ²	624.50 m ²	540.40 m ²
		洋室	35.40 m ²									
佐野常民記念館	2,204.44 m ²	多目的室	153.91 m ²			1Fスタッフ ルーム	66.98 m ²	233.83 m ² 1Fコミュニティ 広場を含む	147.59 m ² 3F展望室		268.47 m ² 2F映像ルーム 展示室含む	1,276.65 m ²
		洋室	37.91 m ²									
		洋室	19.10 m ²									

【3】コミュニティセンター

施設名	延床面積	会議室・研修室		実習室		収納庫	多目的 ホール	ホール その他
		形態	面積	形態	面積			
富士南部 コミュニティセンター	491.40 m ²	和室(24.5畳)	50.54 m ²	調理研修室	62.00 m ²	16.48 m ²	242.00 m ²	120.38 m ²
富士北部 コミュニティセンター	574.48 m ²	和室(24.5畳)	48.73 m ²	調理研修室	62.00 m ²	40.51 m ²	217.42 m ²	128.05 m ²
		和室(12.5畳)	27.84 m ²					
		洋室	49.93 m ²					

【4】その他施設

施設名	延床面積	多目的室、会議室等				個別学習室	和室	実習室	
		形態	面積	形態	面積			形態	面積
青少年センター	2,035.39 m ²	多目的室	198.70 m ²	小会議室①	28.10 m ²	53.50 m ²	24.30 m ²	調理室	63.30 m ²
		大会議室	123.80 m ²	小会議室②	30.20 m ²				
		中会議室	49.40 m ²	小会議室③	32.40 m ²				

相談室		フリースペース	音楽室	音楽練習室	その他	
形態	面積					
5室 計	47.10 m ²	283.20 m ²	95.20 m ²	2室 計	52.60 m ²	953.59 m ²

施設名	施設・設備				
	研修棟	調理棟	便所棟	炊事場	その他
金立教育キャンプ場	64.80 m ²	30.00 m ²	32.51 m ²	27.00 m ²	テントサイト 30箇所 (120人分)

施設名	アリーナ	施設名	アリーナ	施設名	アリーナ
佐賀勤労者体育センター	1,085.00 m ²	市立体育館	1,221.00 m ²	スポーツパーク川副体育センター	1,176.00 m ²
大和勤労者体育センター	1,050.00 m ²	諸富文化体育館	1,449.00 m ²	三瀬勤労福祉センター	787.00 m ²

(7) 関係法律

文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本方針（第七条）

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながら

の権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

- 4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針

第七条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメデイ

ア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化(茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。)、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を

深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

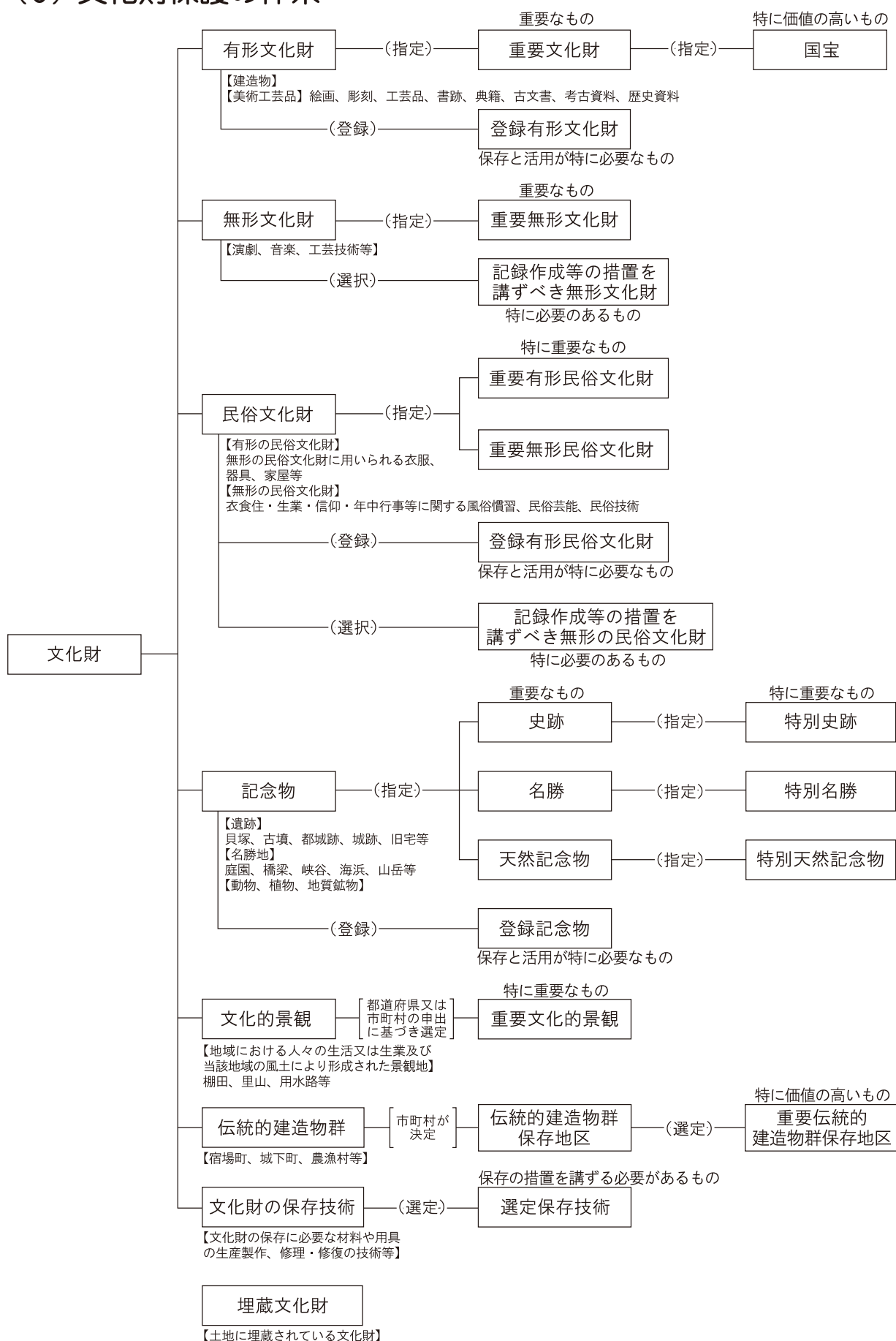
1 この法律は、公布の日から施行する。

(文部科学省設置法の一部改正)

2 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第五号中「著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)」を「文化芸術振興基本法(平成十三年法律第百四十八号)第七条第三項、著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)」に改める。第二十九条第一項第五号中「著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)」を「文化芸術振興基本法(平成十三年法律第百四十八号)第七条第三項、著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)」に改める。

(8) 文化財保護の体系



第3次佐賀市文化振興基本計画

発行日 令和3年（2021年）3月

発行 佐賀市教育委員会

編集 教育部 文化振興課

〒840-0811 佐賀市大財三丁目11番21号

TeI : 0952-40-7369（直通）

Fax : 0952-26-7378

E-mail : bunkashinko@city.saga.lg.jp

第3次佐賀市文化振興基本計画は、佐賀市のホームページ（PDF ファイル）でもご覧いただくことができます。

ホームページ : <http://www.city.saga.lg.jp/>